

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合運営委員会設置規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年6月15日

京都市職員共済組合

理事長 星川茂一

京都市職員共済組合運営委員会設置規程の一部を改正する規程
京都市職員共済組合運営委員会設置規程の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「総務局人事部厚生課長」を「行財政局人事部厚生課長」に改める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)